ュリティへの対応の強化のための方策等について記載すること。この場合において、これらの方策の策定及び実施等に関する経営陣の関与について記載すること。

⑺　資金の経理を適正に行うための体制の確保のための方策

（記載上の注意）

共同システム利用金融機関等の状況を記載すること。

第５　資金交付契約の締結の申込みを予定している申請金融機関等の商号又は名称、交付を求める当該資金の額等

１　共同化措置の実施に要する費用の総額

（記載上の注意）

第２の１⑴に記載した全ての共同化措置を実施するために必要な費用について、消費税及び地方消費税相当額を含めた総額を記載すること。

２　資金交付の対象となる経費の総額

（記載上の注意）

資金交付の対象となる経費（以下この様式において「交付対象経費」という。）の総額を記載すること。なお、消費税及び地方消費税相当額は交付対象経費に含まれないことに留意すること。

３　機構に交付を求める予定の資金の総額

（記載上の注意）

２に記載した額のうち機構に交付を求める予定の金額であって、機構が定める交付限度額又は２に記載した額に機構が定める交付率を乗じた金額（１円未満は切捨て）のいずれか低い金額を上限に記載すること。

４　共同化措置の実施に要する費用、交付対象経費及び機構に交付を求める予定の資金の額

措置の名称		共同化措置の実施に要する費用	交付対象経費	機構に交付を求める予定の資金の額
①		円	円	円
②		円	円	円
③		円	円	円
合計		円	円	円

（記載上の注意）

１．「措置の名称」欄は、第２の１⑴に記載した全ての措置についてそれぞれ記載すること。

２．「共同化措置の実施に要する費用」欄は、それぞれの措置を実施するために必要な費用について、消費税及び地方消費税相当額を含めた総額を記載すること。

３．「交付対象経費」欄は、「共同化措置の実施に要する費用」のうち交付対象経費の額を記載すること。なお、消費税及び地方消費税相当額は交付対象経費に含まれないことに留意すること。また、交付対象経費の合計額は、２に記載した額と合致することに留意すること。

４．「機構に交付を求める予定の資金の額」欄は、３に記載した額のうちそれぞれの措置に充てることを予定している金額を記載すること。この場合において、各措置における「交付対象経費」に機構が定める交付率を乗じた額とする必要はなく、交付を求める予定の資金の合計額が３に記載した額と合致していればよいことに留意すること。

５．適宜、行を追加すること。

（その他記載上の注意）

１．一般的事項

⑴　上記の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。

⑵　実施計画が公表されることを踏まえ、上記の規定により記載が必要とされる事項のほか、実施計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。

２．申請者

⑴　実施計画の認定を共同して申請する金融機関等があるときは、共同システム利用金融機関等又は共同システム利用金融機関等以外の申請金融機関等の別を明記し、申請者の欄を適宜補正した上で、全ての申請者について記載すること。

⑵　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。